菱池遊水地の上部利用に係る愛知県と幸田町との 連携・協力に関する協定

愛知県(以下「甲」という。)と幸田町(以下「乙」という。)は、相互に連携して、菱池遊水地(額田郡幸田町大字菱池地内)の効果的な上部利用を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が菱池遊水地を治水施設として適切に運用・管理するのに 支障のない範囲で、甲及び乙が緊密に連携・協力し、その上部空間を有効活 用することにより、地域の魅力を高め、さらなる発展を図ることを目的とす る。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の3つの事項が調和した上 部利用の推進について、連携し、協力するように努めるものとする。
 - (1) カーボンニュートラルの推進
 - (2) 地域のにぎわいづくり
 - (3) 河川環境、自然環境の保全・創出

(期間)

第3条 本協定の有効期間は1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、 有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様 とする。

(協定の変更および解除)

第4条 本協定の履行に関して、特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の 上、本協定を変更し、又は解除できるものとする。 (その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自 その1通を保有するものとする。

2025年2月17日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県 愛知県知事

乙 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 幸田町 幸田町長